

もんじゅ — 会計検査院の報告から

その2

ずさんな保守管理

前回に引き続き

2018年5月11日に会計検査院が国会・内閣へ行った報告から、保守管理について。

■ 保守管理の動向

(参考資料①) p.23

- 2009年1月 保全プログラム導入 **「保全計画」 制定**
- 2012年11月 点検期限を超過しているのに未点検である事態を認識し原子力規制委員会に報告
- 2012年12月 **原子力規制委員会から保安措置命令**

未点検機器の早急な点検及び保全計画の見直し

- 2013年1月 原子力規制委員会に対応結果報告

規制委が保安検査で新たな未点検機器等を指摘

- 2013年5月 **原子力規制委員会から保安措置命令**

保全計画対象の全機器の点検状況を正確に把握・管理できるよう保守管理体制の見直し

- 2013年9月 原子力規制委員会に対応結果報告

- 2013年11月 原子力規制委員会に対応結果報告

規制委が保安検査で新たな未点検機器、機器故障の放置等を指摘

- 2013年11月 保守管理業務支援システム運用開始

- 2015年12月 オールジャパン体制で「保全計画」 策定

もんじゅ各設備を設計・製作した民間業者等の協力を得て設置

- 2016年6月 「保全計画」 第24次改訂版

- 2016年8月 原子力規制委員会に対応結果報告

保安措置命令は原子炉の稼動が前提で、2016年12月にもんじゅは廃止措置への移行が決定しているため保安措置命令は効力を失っており、結果報告を受けた完了確認は行わない

▼機器の未点検項目数

原子力研究開発機構は未点検機器数は公表しているが未点検項目数については公表していない。機器の未点検態様の全体像は十分に整理されていない。そこで、会計検査院で確認

(参考資料①) p.30

図表2-3 機器の未点検の状況

態様	未点検項目数	全項目数に占める未点検項目数の割合	機器の未点検が生じていた時期
①保全計画に定めた点検期限までに点検が実施されていない事	(12,657) 20,163	21.8%	供用前第1保全サイクル ～平成25年9月
②保全計画に定めた点検の内容等が適切でなかったことにより、プラントの安全確保に必要な点検が実施されていない事	保全計画に定めた点検間隔、保全方式等が適切でなかったことにより、必要な点検が実施されていない事	(3,218) 5,048	供用前第1保全サイクル ～28年4月
	保全計画上点検の実施範囲が不明確であったり、点検実績と整合していなかったりしたことなどにより、必要な点検が十分に実施されていない事	(2,446) 2,436	
	プラントの安全確保に必要な点検が保全計画に登載されていない事	(1,456) 1,634	
計	(6,985) 8,983	9.6%	

注(1) 「未点検項目数」欄の上段()書きは、点検項目数に対応する機器数である。また、「計」欄の計数は、一部の点検項目が複数の態様に該当しているため、各態様の計数を合計しても一致しない。
注(2) 「全項目数に占める未点検項目数の割合」欄は、事態ごとに機器の未点検が解消された時点で適用されていた点検計画の点検の項目数に占める割合を、小数点以下第2位を四捨五入して算出している。

全項目数に占める未点検項目数の割合

①保全計画の点検期限までに点検が実施されていない事

21.8%

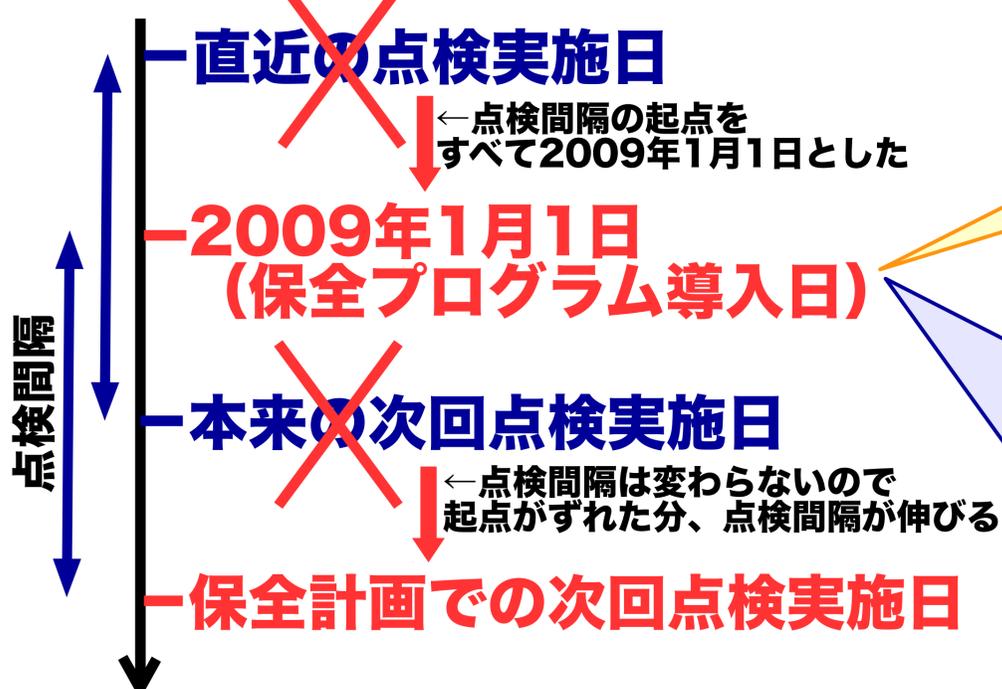
②保全計画に定めた点検の内容等が不適切だったため必要な点検が実施されていない事

9.6%

未点検項目には、もんじゅ停止中でも機能維持が必要で、重要度が最も高い機器と分類されている機器に係るものも含まれる

▼未点検以外の不備

保全計画での点検間隔の起点を、直近の点検実施日に関わらず2009年1月1日(保全プログラム導入日)に統一した。。。



機構の説明

保全プログラム導入時点で設備の健全性を確認している

会計検査院指摘

- ・設備の健全性確認は2006年9月以降に順次行われている
- ・設備の健全性確認は実施内容が保全計画に定める点検とは必ずしも一致していない

技術的根拠が十分担保されないまま、点検間隔が実質的に延伸されている状況となっていた

最後に一言

止まって良かったね。というのが素直な感想でしょうか。本来やらなきゃいけない点検の3割が実施されず、点検間隔も根拠なく実質的に延伸。こんな保守管理体制で、実際に運転されていたら、どんな事故が起きていたのか。。。恐ろしいことです。っていうか、廃炉作業はこの組織で大丈夫？